

## 白山市文化協会文化継承こども教室開催助成規定

白山市文化協会に加盟している団体で、将来における文化継承を目的に、こども教室を開催している団体が、下記の規定に該当し、当該団体より申請があった場合は、こども教室に係る費用の一部を助成するものとする。

### (教室開催回数)

単発的なものを除く、年間を通して10回程度の教室を開催していること。

### (助成金額)

生徒数、開催回数に関わらず、助成額1万5千円を限度とする。

### (交付申請)

当該教室に該当する団体が、採択を希望する場合は、白山市文化協会文化継承こども教室開催助成金交付申請書(様式1)を協会事務局へ提出すること。

### (交付決定)

会長は、助成金を交付すべきと認めた時は、白山市文化協会文化継承こども教室開催助成金交付決定通知書(様式2)を交付する。

### (助成金の交付)

助成金の交付を受けようとする団体は、請求書(様式3)を提出すること。

### (支払)

ある程度実績を踏まえ、年度末までに支払うものとする。

### (当該年度範囲)

4月1日より翌年3月31日までとする。

附則 この規定は、令和8年1月1日より、一部改正する。